

■学校経営のポイント

再び「いじめの発見と対応」

小島 宏

いじめ問題には、自治体のいじめ条例の制定、学校のいじめ対応の組織化、いじめ担当者を中心とした学校ぐるみの指導・発見・対応などの改善が見られる。しかし、いじめは今も続いており、学校における大きな課題である。悩み、苦しんでいる児童生徒を護るために現状を直視し、本気で指導・対策を講じる必要がある。児童生徒の身体の安全、心の安心を保障することは、学校・教師の責務である。

いじめへのスタンス

いじめ自殺の報道で、関係者がインタビューに「いじめについては承知していたが、それが自殺の原因とは言えない」と答えていた。被害者の苦しみに対する思いがあまりにも希薄である。いじめを初期の段階で見つけ、被害者を護り抜く対応が必要である。並行して加害者を教育的に指導し、必要なら児童相談所や警察等に通報し適切に対処して、本来の人間性を回復させることが肝要である。乱暴や嫌がらせ、言葉によるからかい、仲間はずれや無視等が「いじめ」なら対応し、「遊び（という言い分）」なら許されるということはおかしい。「いじめ認定」の有無ではなく、その行為が人間としてやってはならないことなのだ。

このことを、学校・教師は、明確に「再認識」し、児童生徒に丁寧に指導し、保護者に啓発し、地域に広く知らせていくことが肝要である。「小さな不正やいじめを見逃し、許してしまうと、それが常態化し悪化する」という犯罪心理学は教訓となる。

プロ教師の本気の指導と対応

第一に、管理職がリーダーシップを発揮し、いじめ問題を危機管理の重点において、全教職員一丸となって取り組む学校づくりをすることである。

第二に、温かい人間関係や協働などを指導し、いじめの出にくい学級づくりと学級経営を進める。

第三に、道徳の時間や各教科の中での道徳指導を充実し、思いやり、協力、信頼、多様性や個性の認め合いなどを十分指導し、心を耕すことである。

第四に、いじめを題材にした指導を行い、いじめは相手の心や体を傷つけ、人権侵害、犯罪であることを十分に理解させ、行わないようにさせる。

いじめは、本人から言い出しにくく、教師は見つけにくい。他の児童生徒からの情報も得にくい。第五は、児童生徒の僅かなサイン、変化、違和感を察知し、早期の発見・対応が求められる。「しない、させない」だけでなく、「見たら先生や大人に知らせる」ことを正義にすることが重要である。

第六は、学級や教師が個々の努力だけでなく、学年や学校全体で情報交換し、協力し、組織的に指導し、対応することである。互いに善意の口出しや手助けをする学校文化がいじめ問題にも有効である。

情報公開と保護者との連携

保護者は「我が子がいじめられていないか？」と心配する。一方で「もしや、我が子がいじめをしているのでは？」と気にして欲しい。「する子がいなければ、される子はいない」のである。そこで、学校便りや学年・学級便り、生活指導便り、保護者会などで、いじめに関する情報をタイムリーに保護者や地域住民に知らせていく必要がある。

まず、いじめに対する学校の考え方や指導の内容を知らせ、理解と協力をお願いする。難しく考えず、家庭で話題にしてもらうことから始めるとよい。

次に、学校のいじめの問題点と取り組みを個人情報に注意して知らせ理解と協力を得るようにする。

また、いじめ報道の事例を紹介し、学校の考え方や教師の取り組みを再度知らせるとともに建設的な意見を貰い、実質的な協力が得られるようにする。

(こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長)

●校長のメッセージが築く学校と家庭・地域の信頼関係

『「校長のあいさつ」12ヵ月——心が届く77文例』

【編集】露木昌仙(全国連合小学校長会会長) A5判・172頁／定価2,310円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)